

**平成 19 年度実施
法科大学院認証評価
評価報告書**

**新潟大学大学院実務法学研究科
実務法学専攻**

平成 20 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 章ごとの評価	8
第 1 章 教育目的	8
第 2 章 教育内容	10
第 3 章 教育方法	13
第 4 章 成績評価及び修了認定	15
第 5 章 教育内容等の改善措置	19
第 6 章 入学者選抜等	20
第 7 章 学生の支援体制	22
第 8 章 教員組織	24
第 9 章 管理運営等	27
第 10 章 施設、設備及び図書館等	29
<参 考>	31
i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	33
ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	34

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的としています。具体的には、次のことを実施します。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、法科大学院を置く国・公・私立大学の関係者に対し、法科大学院認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、法科大学院を置く大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書の提出を受けた以降の評価のスケジュールについては、次のとおりです。

19年7月	書面調査の実施 教員組織調査専門部会（注1）の開催（授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査）
8月	評価部会（注2）の開催（基準ごとの判断の検討及び優れた点及び改善を要する点等の検討）
9月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項の決定及び訪問調査での役割分担の決定）
11月	運営連絡会議（注3）、評価委員会（注4）の開催（評価の過程での問題点等の審議、各評価部会間の横断的な事項の審議、書面調査による分析結果の審議・決定）
12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった内容等を中心に対象法科大学院の状況を調査）
20年1月	評価部会の開催（評価報告書原案の作成）
3月	運営連絡会議、評価委員会の開催（評価過程での問題点等の審議、評価報告書原案の整理、評価報告書原案の審議・決定、評価結果（案）として取りまとめ〔評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知〕）

(注1) 教員組織調査専門部会・・・法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会
 (注2) 評価部会・・・法科大学院認証評価委員会評価部会
 (注3) 運営連絡会議・・・法科大学院認証評価委員会運営連絡会議
 (注4) 評価委員会・・・法科大学院認証評価委員会

3 法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員（平成20年3月現在）

(1) 法科大学院認証評価委員会

青 山 善 充	明治大学法科大学院長
荒 川 正 昭	前大学入試センター理事長
安 西 祐一郎	慶應義塾長
磯 部 力	立教大学教授
磯 村 保	神戸大学教授
井 田 良	慶應義塾大学教授
稲 葉 威 雄	早稲田大学教授
井 上 正 仁	東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長
岡 田 ヒロミ	消費生活専門相談員
加 藤 哲 夫	早稲田大学教授
金 井 康 雄	司法研修所教官
木 藤 繁 夫	牛島総合法律事務所弁護士
久保井 一 匡	久保井総合法律事務所弁護士
小 島 武 司	桐蔭横浜大学長
◎佐々木 毅	前東京大学総長
佐 藤 幸 治	近畿大学教授
館 昭	桜美林大学教授
○田 中 成 明	関西学院大学教授
ダニエル・フット	東京大学教授
塚 原 英 治	東京南部法律事務所弁護士
中 森 喜 彦	京都大学理事・副学長
南 雲 光 男	日本サービス・流通労働組合連合顧問
濱 田 道 代	名古屋大学教授
松 尾 龍 彦	司法評論家
三 井 誠	同志社大学教授
諸 石 光 熙	大江橋法律事務所弁護士
山 口 幹 生	法務省法務総合研究所総務企画部付

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

磯部力	立教大学教授
磯村保	神戸大学教授
○井上正仁	東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長
碓井光明	東京大学教授
加藤哲夫	早稲田大学教授
曾根威彦	早稲田大学大学院法学研究科長
滝澤正	上智大学法科大学院長
舘昭	桜美林大学教授
◎田中成明	関西学院大学教授
棚村政行	早稲田大学教授
土井真一	京都大学教授
中川丈久	神戸大学教授
中森喜彦	京都大学理事・副学長
長谷部恭男	東京大学教授
深田三徳	同志社大学教授
三井誠	同志社大学教授
安永正昭	神戸大学教授
山本和彦	一橋大学教授

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 法科大学院認証評価委員会評価部会

(第3部会)

天野佳洋	駿河台大学教授
磯部力	立教大学教授
春日偉知郎	慶應義塾大学教授
佐藤光代	横浜国立大学教授
平覚	大阪市立大学教授
高見勝利	上智大学教授
田中宏	田中宏法律事務所弁護士
○長沼範良	上智大学教授
◎安永正昭	神戸大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会

○磯村保	神戸大学教授
碓井光明	東京大学教授
河上正二	東北大学教授
小林哲也	小林総合法律事務所弁護士
田中成明	関西学院大学教授
田村幸一	司法研修所教官
中森喜彦	京都大学理事・副学長
長谷部恭男	東京大学教授
濱田道代	名古屋大学教授
◎三井誠	同志社大学教授
山川隆一	慶應義塾大学教授
山口幹生	法務省法務総合研究所総務企画部付
山本和彦	一橋大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 章ごとの評価」において第1章から第10章のすべての基準を満たしている場合、当該法科大学院は当機構の定める法科大学院評価基準に適合していることを、また、1つでも満たしていない基準があれば、法科大学院評価基準に適合していないこと及びその理由を記述しています。

さらに、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、主な優れた点を抽出し、上記結果と併せて掲げています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 章ごとの評価」では、章ごとに「1 評価」において、基準を満たしているかどうか、及びその「根拠理由」を明らかにしています。加えて、「2 優れた点及び改善を要する点等」において、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れた点、特色ある取組、改善を要する点等を記述しています。

さらに、「3 章全体の状況」には、章全体の状況について、次の4段階の判断記述に当てはめて、最も適切と判断したものを記述しています。

- ・ 当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、優れた状況である。
- ・ 当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。
- ・ 当該章の基準のすべてを満たしているが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、改善を要する状況である。
- ・ 当該章の基準のうち、満たしていない基準があり、章として問題がある。

(3) 「参考」

「参考」では、対象法科大学院から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、
「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本評価報告書は、対象法科大学院を置く大学へ通知するとともに文部科学大臣に報告します。また、すべての対象法科大学院の評価結果を取りまとめた「平成19年度法科大学院認証評価実施結果報告」の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

新潟大学大学院実務法学研究科実務法学専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 法律実務基礎科目において、公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する授業科目「公法総合演習」が開設されている。
- 設置基準上必要な専任教員数12人に対して、教育上の理念及び教育目的を実現するため、基準で必要とされる数を相当数超えて専任教員が配置され、関係する科目に専任教員が配置されている。
- 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が整備され、十分なスペースが確保されている。
- 自習室とローライブラリー及び法学部資料室の距離が近いほか、図書等の情報検索サービスの利用が常時可能な体制になっており、自習室とローライブラリー、法学部資料室及び附属図書館との有機的連携が確保されている。

Ⅱ 章ごとの評価

第1章 教育目的

1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

1-1-1 各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

本法科大学院においては、法曹としての実務に必要な学識を修得させるものとして法律基本科目、法律実務の基礎的素養を涵養するものとして法律実務基礎科目、基礎法学に関する分野又は法学に関連する分野として基礎法学・隣接科目及び応用的先端的な法領域に関するもの、その他の実定法に関する多様な分野のものとして展開・先端科目が配置されるとともに、少人数による双方向的又は多方向的で密度の高い授業を行うものとされ、理論的かつ実践的な教育が体系的に実施されている。

成績評価は、成績評価基準の設定と学生への周知、採点基準の設定、成績分布の公表、進級制の採用などによって厳格に設計され、修了認定も、厳格な成績評価の蓄積などを通して行われている。

1-1-2 各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準1-1-1に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

本法科大学院の教育上の理念は、「21世紀の司法を支えるのにふさわしい能力・資質をそなえた高度専門職業人としての法曹であって、しかも『地域住民のニーズに即したリーガルサービスを着実に提供できる、地域住民の信頼と期待に応え得る』法曹を養成するための高度専門教育を行うこと」とされ、教育目的は、「①専門的資質・能力を有し、豊かな人間性をそなえた法曹の養成、②専門的な法知識を確実に習得するとともに、それを批判的に検討し、新たな規範を発見するための創造的な思考力、事実即して具体的な紛争解決のために必要な法的分析力及び法的議論の能力等をそなえた法曹の養成、③先端的な法領域について基本的に理解し、法曹としての責任感や倫理観をそなえた法曹の養成、④新潟県及び隣接各県における『法の支配』の直接的な担い手となる法曹の養成」として明確に示されている。また、養成する法曹像は、「①『地域住民のための社会生活上の一般医』としての法曹、②経營業務に伴う訴訟事件を扱う法曹及び地域企業の法務担当者としての法曹、③行政訴訟を扱う法曹及び地方自治体の法務担当者としての法曹、④地域における刑事事件の的確かつ適正・迅速な処理を行う法曹」として明確に示され、その内容は法曹養成のための中核的機関としての法科大学院にふさわしいものになっている。

本法科大学院においては、養成しようとする法曹像に適った教育を実施するため、多彩な演習を中心とした少人数教育の実施、臨床的法学教育や基礎法学に重点を置いたカリキュラムの編成、学生の進路設計に資することを目的としたコア・カリキュラムの採用などが行われている。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第1章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第2章 教育内容

1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

2-1-1 教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

本法科大学院は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的位置を占めるものであり、その教育課程は、学部での法学教育との関係を明確にした上で、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、教育上の理念及び教育目的を効果的に実現するために、基礎的知識の習得・確認、体系的理解力、問題発見・処理能力の涵養を主眼とした法律基本科目、理論と実務の架橋を図り、臨床的法学教育を重視した法律実務基礎科目、現代法及び法制度を批判的に考察し、柔軟でかつ総合的・創造的思考力を涵養する基礎法学・隣接科目、先端的な法領域に関する知識の習得を目的とした展開・先端科目を体系的・段階的に提供するカリキュラムの編成により、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

2-1-2 次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

本法科大学院の教育課程においては、一部の授業科目について、開講年度及び具体的な授業内容等があらかじめ定められていないものの、(1) 法律基本科目、(2) 法律実務基礎科目、(3) 基礎法学・隣接科目、(4) 展開・先端科目の授業科目が配置されている。

(1) 法律基本科目としては、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の実務に係る授業科目が配置されており、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本的な教育内容になっている。

(2) 法律実務基礎科目としては、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法情報調査、法文書作成、模擬裁判、ローヤリング、クリニック及びエクスターンシップに係る授業科目が配置されており、実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わるこ

とへの導入を行うにふさわしい教育内容になっている。

(3) 基礎法学・隣接科目としては、授業科目「法学の基礎」、「正義論」、「法社会学」、「西洋法文化論」、「アジア法文化論」等が配置されており、具体的教育内容が法律基本科目の教育内容と部分的に重複している授業科目があるものの、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を広げることにより寄与する専門的な教育内容になっている。

ただし、展開・先端科目に配置されている授業科目「現代政治」の教育内容が、実質的に基礎法学・隣接科目に当たる。

(4) 展開・先端科目としては、①市民法務、②経営法務、③自治体法務、④刑事法務という4つのコア・カリキュラムをもとに、①市民法務との関連では授業科目「職業生活と法」、「高齢者と法」、「医療と法」等、②経営法務との関連では授業科目「企業経営と法」、「知的財産法」、「経営実態論」等、③自治体法務との関連では授業科目「都市計画と法」、「教育法」、「地域政策論」等、④刑事法務との関連では授業科目「少年非行と法」、「被害者学」、「国際人権法」等がそれぞれ配置されており、社会の多様な新しい法的ニーズに応え、応用的先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、幅広くかつ高度の専門的教育を行うことによって、実務との融合をも図る教育内容になっている。

ただし、法律基本科目に配置されている授業科目「民事手続法Ⅱ」の教育内容が、実質的に展開・先端科目に当たる。

2-1-3 基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

本法科大学院においては、教育上の目的に応じた授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が一部の科目に偏ることなく、必修科目、選択必修科目及び選択科目の分類が行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって配当されている。

実質的な内容が法律基本科目に当たる授業科目を整理すると、法律基本科目については、必修科目及び選択科目であり、その必修総単位数は、公法系科目 10 単位、民事系科目 30 単位、刑事系科目 12 単位の合計 52 単位である。

法律実務基礎科目については、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として、独立した授業科目「リーガルプロフェッション」(2 単位)が必修科目として配置され、要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として、授業科目「民事法総合演習」、「裁判法務演習Ⅰ」及び「法務総合演習」(各 2 単位)が必修科目として配置され、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として、授業科目「裁判法務演習Ⅱ」(2 単位)が必修科目として配置されている。法情報調査は、入学時の法情報調査ガイダンス及び必修科目である法律基本科目において適宜指導が行われ、法文書作成は、必修科目である授業科目「裁判法務演習Ⅰ」及び「裁判法務演習Ⅱ」等の中で適宜指導が行われている。また、模擬裁判は、授業科目「法務総合演習」が配置され、ローヤリング及びクリニックは、授業科目「リーガルクリニックⅡ」が配置され、エクスターンシップは、授業科目「リーガルクリニックⅠ」が配置されている。さらに、公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する授業科目として、授業科目「公法総合演習」が配置されている。

基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足りる数の授業

科目が開設され、そのうち8単位が必修とされている。

展開・先端科目については、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち12単位が必修又は選択必修とされている。

2-1-4 各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

本法科大学院の各授業科目における、授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条（単位）、第22条（1年間の授業期間）及び第23条（各授業科目の授業期間）の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 法律実務基礎科目において、公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する授業科目「公法総合演習」が開設されている。

【改善を要する点】

- 授業科目「特殊講義Ⅰ～Ⅳ」について、開講年度及び具体的な授業内容等が、あらかじめ定められていないため、適切な方法及び内容で開講されることを確保するための厳格な運用を要するとともに、当該授業科目の在り方についても、さらなる検討、改善を図る必要がある。
- 授業科目「司法制度論」について、教育内容が法律基本科目の教育内容と部分的に重複しているため、基礎法学・隣接科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。
- 授業科目「現代政治」が展開・先端科目に配置されているため、基礎法学・隣接科目に配置されるよう区分整理をする必要がある。
- 授業科目「民事手続法Ⅱ」が法律基本科目に配置されているため、展開・先端科目に配置されるよう区分整理をする必要がある。

3 第2章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第3章 教育方法

1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

本法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育にかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、他専攻等の学生又は科目等履修生による本法科大学院の授業科目の履修を可能とする制度は採用されていない。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

本法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

本法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、ふさわしい教材や具体的な事案や事件・記録を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、講義方式を主体としつつ、双方向的又は多方向的な授業を意識した教育方法が実施されており、2年次以降配当の授業科目においても、具体的事例を用いて問題発見能力と問題解決能力の涵養を図るなど、多面的な能力を涵養する方法の採用によって、双方向的又は多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「リーガルクリニックⅠ」及び「リーガルクリニックⅡ」については、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、授業科目「リーガルクリニックⅠ」については、教員が研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制がとられており、単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていない。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法が「TKC法科大学院教育研究支援システム」に掲載されているシラバスに記載されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置については、オフィスアワーの設定、各授業における資料やレジュメの事前配付、「TKC法科大学院教育研究支援システム」を通じた授業回ごとの予習・復習の指示、1日に開講される授業科目数の抑制、休祝日関係なく24時間の利用ができる自習室の整備などが講じられている。

集中講義については、その授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう配慮されている。

3-3-1 法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

本法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、36単位が上限とされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第3章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第4章 成績評価及び修了認定

1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

4-1-1 学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

本法科大学院においては、成績評価の基準の設定、学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価を確保するための措置、成績評価の学生への告知など、成績評価について学生の能力及び資質を反映し得る体制がとられており、おおむね客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、5段階評価が設定され、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針も設定され、これらは「TKC法科大学院教育研究支援システム」に掲載され、学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、期末試験、レポート、平常点等としており、これらはシラバスに記載され、学生に周知されている。

当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置については、成績評価に対する異議申し立て制度の設定、採点時における受験者の匿名性の確保、同一授業科目を担当する教員間における評価尺度の共有化、教員間による成績分布データの共有などがとられている。

成績評価の結果については、口頭による全体的な講評が行われ、出題の意図、論述すべき項目、論述方法、採点基準及び成績分布に関するデータなどの必要な関連情報とともに学生に告知されている。

期末試験が実施される際には、当該試験に係る再試験及び追試験は期末試験と同じ実施方法で行われており、再試験については厳正な成績評価が行われ、追試験については、一定の要件に該当する学生にのみ実施され、一部の授業科目において期末試験と同一の設問が出題されているものの、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないようおおむね配慮されている。

4-1-2 学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

本法科大学院においては、他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学の大学院又は外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）をもとに、本法科大学院における単位として認定することが可能とされている。この場合においては、「学務委員会」が、当該大学院の成績証明書、カリキュラム、当該授業科目のシラバス等の書類を検討するとともに、可能な限り当該大学院に情報収集のための照会を行った上で、教授会において単位を認定することとされており、教育課程の一体性が損なわれていないとともに、厳正で

客観的な成績評価が確保されている。

4-1-3 一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

本法科大学院においては、一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、対象学年、進級要件、進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱いなどが明確にされ、ウェブサイト及び学生便覧に記載されているほか、新入生ガイダンス等によって学生に周知されている。

4-2-1 法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下、「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位
エ 法律実務基礎科目	6単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2-1-3参照。)

本法科大学院の修了要件は、3年以上在籍し、96単位以上を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学の大学院等において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、合計30単位を超えない範囲で本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。

本法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(法学既修者)に関しては、1年を超えない範囲で本法科大学院が認める期間在学し、他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学の大学院等において修得した単位と合わせて30単位を超えない

い範囲で本法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目 10 単位、民事系科目 32 単位、刑事系科目 12 単位、法律実務基礎科目 12 単位以上、基礎法学・隣接科目 8 単位以上、展開・先端科目 12 単位以上を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、3分の1以上が確保されている。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

本法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法学既修者認定試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、最近出題された本学法学部の試験問題を調査するほか、採点の際の匿名性が確保され、また、入試問題や出題委員に関わる情報の漏洩に対する方策が講じられているなど、本大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保っており、公平性、開放性、多様性が確保されている。

法学既修者認定試験は、「民事法（民法・民事訴訟法）」、「商法（会社法）」、「憲法（基本的人権・統治機構）」、「刑事法（刑法・刑事訴訟法）」の4科目について論述式で実施されている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、30単位を修得したものとみなしている。この30単位については、1年次の必修科目である30単位に対応しており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を考慮した教育上妥当な方法が用いられている。

以上の内容を総合し、「第4章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【改善を要する点】

- 一の授業科目における追試験において、期末試験と同一の設問が出題されているため、追試験の出題の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。

3 第4章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしているが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、改善を要する状況である。

第5章 教育内容等の改善措置

1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

5-1-1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

本法科大学院においては、教育の内容及び方法の改善を図るため、「将来構想委員会」及び「FD会議」が設置され、その研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、「将来構想委員会」による新カリキュラムの立案と新開設授業科目の具体的内容及び教授法の検討、「FD会議」による学生に対する授業評価アンケート、教員相互の授業参観及び法科大学院における教育内容・方法をテーマとした講演会・研究会が実施されている。

このほか、文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に基づく「法学未修者向け導入教育プログラム開発」が実施され、その一環として、法学未修者に対する法学教育の在り方についてのシンポジウムが、法曹関係者や他大学の研究者を招いて開催されている。

5-1-2 法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

本法科大学院においては、実務家教員が教育上の経験を確保できるよう、実務家教員として採用を予定する者を、事前に本学法学部の非常勤講師として採用し、指導研究者教員の指導のもとに教育上の経験を確保するとともに、他の専任研究者教員の授業見学、「FD会議」での意見交換、研究者教員と実務家教員による協働授業を通じて、教育上の経験を積む取組に努めている。

また、研究者教員が実務上の知見を確保できるよう、新潟県弁護士会との連携・協力のもとに、研究者教員に対する実務研修の実施、日本弁護士連合会主催の「日弁連新規登録弁護士研修」、司法研修所の授業見学、法科大学院教育に関する各種シンポジウムへの参加、研究者教員の弁護士登録などを通じて、担当授業科目に関する実務上の知見の補完に努めている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第5章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第6章 入学者選抜等

1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

6-1-1 公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

本法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、「入試委員会」及び「入試総括」が設置されている。

アドミッション・ポリシーについては、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、本法科大学院が掲げる教育上の理念及び教育目的に照らして、「①『地域におけるリーガルサービスの拡充に貢献する意欲を持つと同時に、地域社会において生起する様々な法的問題を発見し、それを理論的に分析する能力（問題発見能力）を有する者』を入学者として求める、②大学において実定法学を履修した者だけでなく、他の学問分野を履修した者または社会人としての経験を有する者を広く受け入れ（入学者の概ね3分の1以上となることを目安とする）、多面的な視点で問題を考察できる法曹の養成を図る」として設定し、入試説明会、ウェブサイト及び学生募集要項を通じて公表されている。

また、入学志願者に対しては、本法科大学院の教育上の理念、教育目的、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法等が、入試説明会、ウェブサイト、パンフレット及び学生募集要項を通じて事前に周知されている。

6-1-2 入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

本法科大学院においては、入学者選抜について、すべての出願者を対象とする第1段階選抜、第2段階選抜を行い、合格者のうち、法学既修者としての認定を希望する者に対し、さらに法律科目試験を課す方式によって実施され、アドミッション・ポリシーに基づいて行われている。

6-1-3 法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

本法科大学院においては、入学資格を有するすべての志願者に対して、本大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、配点比率、過去の入試状況（合格者数、出身大学、成績結果、小論文試験問題、法学既修者認定試験問題等）が公表されているなど、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されている。

6-1-4 入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価できるよう、独立行政法人大学入試センターが行う法科大学院適性試験又は財団法人日弁連法務研究財団が行う法科大学院統一適性試験の成績、小論文試験、面接試験及び書類審査を課している。また、法学既修者の認定試験については、法律科目の論述式試験を課すことによ

り、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

6-1-5 入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、小論文試験、面接試験、志願理由書等の提出を課すことによって、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう考慮されている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成16年度は約40%、平成17年度は35%、平成18年度は約29%、平成19年度は約34%であり、3割以上確保されるよう努めている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

本法科大学院においては、収容定員180人に対し、平成19年度の在籍者数は175人であり、在籍者数について妥当な状態である。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

本法科大学院においては、入学者受入について、入学辞退者数を見込んだ合格者数を決定し、入学者数がほぼ入学定員と一致している状況にあり、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

以上の内容を総合し、「第6章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【特記すべき事項】

- 東京都と新潟市で入学希望者等に対する法科大学院説明会を開催し、アドミッション・ポリシー等に関する事前周知に努めている。

3 第6章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第7章 学生の支援体制

1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

7-1-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

本法科大学院においては、学生が在学期間中に課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、教育上の理念及び教育目的に照らして、入学から修了までの間、オフィスアワーの設定、学生1名に専任教員1名をアドバイザーとして指定する「アドバイザー」制度の採用などによって、適切な履修指導ができる体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、入学前ガイダンス及び導入授業を通じて事前指導を行うとともに、入学後においてもガイダンスが行われ、教育上の理念、教育目的、履修内容、学習方法、奨学金、オフィスアワーの利用方法、ローライブラリーの利用案内などが説明されるなど、履修指導の体制が十分にとられている。

特に、法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学修が適切に行われるよう、入学後に2日間にわたり法学未修者向けのガイダンスが行われるとともに、オフィスアワーの設定、本法科大学院専任教員によるアドバイザー制度の整備、授業開始前の導入授業（憲法、民事法、刑事法）が行われている。

また、法学既修者に対しては、法学既修者の認定の方法に応じて、理論教育と実務教育との架橋を図るための履修指導として、法学既修者向けの新生ガイダンスが行われるとともに、選択必修科目・選択科目の履修方法とコア・カリキュラムの意義等に関する説明が行われている。

7-1-2 各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

本法科大学院においては、目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図るために、オフィスアワーが設定され、教員室において学習相談や学習上の助言が行われている。各教員のオフィスアワーの時間や利用方法等は「TKC法科大学院教育支援システム」に掲載され、事前周知が図られている。なお、オフィスアワー以外の時間においても、事前予約をとることで自由に面談できることとなっているため、学生便覧の教員名簿には、研究室の電話番号及びメールアドレスが掲載され、学生が教員と連絡を取りやすいよう配慮されている。

また、教育や学生支援一般に関する学生の意見の汲み上げを行うために、学務委員会が定例懇談会を開催するなど、多様な学習相談、助言体制が整備されている。

7-1-3 各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、助手が配置されているなど、各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構及び民間奨学団体からの奨学金に関する情報の提供がなされるとともに、入学料・授業料の免除及び徴収猶予制度が整備されている。

修学や学生生活については、保健管理センターにおいて健康相談が行われているとともに、日常生活面等に関する学生の相談に幅広く応じることを目的として、「アドバイザー」制度が整備されている。このほか、各種ハラスメントに対応するため、「セクシュアルハラスメント防止・対策委員会」が設置されるなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、身体に障害のある者に対する支援として、入学者選抜試験において、学生募集要項の中で障害のある入学志願者に対する事前相談に係る内容が記載されており、受験の機会が確保されている。

身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備としては、スロープ、点字ブロック、身体に障害のある者専用の駐車スペース、多目的トイレを設置するなど整備充足に努めている。

身体に障害のある学生に対する修学上の支援・特別措置としては、対象となる学生が入学した際には、「学務委員会」が中心となって、必要な措置・対応策を講じる予定であり、相当な配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

本法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、「キャリアアップ委員会」が設置されているほか、法曹三者による定例講演会、裁判所及び検察庁等の施設訪問など、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第7章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第8章 教員組織

1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

8-1-1 研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

本法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

また、教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が、ウェブサイトの「教員紹介」及び大学ウェブサイトの「研究者総覧」において学内外に開示されている。

8-1-2 基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

本法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

また、大学ウェブサイトの「研究者総覧」において、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報が学内外に開示されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

本法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、「教員選考委員会」が教員候補適任者を審査・決定し、同委員会から推薦のあった教員候補適任者について、学系教授会議において審議・決定する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、「非常勤講師任用審査委員会」において審議・決定する方法がとられており、本法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1 法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

本法科大学院においては、専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専任教員 12 人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、教育上の理念及び教育目的を実現するため、基準で必要とされる数を超えて、専任教員が配置されているとともに、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）のいずれの分野にも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-2 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

本法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30 歳代から 60 歳代までバランスがとれている。

8-3-1 基準8-2-1に規定する専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

本法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、みなし専任教員を配置することなく、専門職大学院設置基準で必要とされる数を超える人数の専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員5年以上の実務経験を有する者である。

8-3-2 基準8-3-1に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

本法科大学院においては、配置されている実務家専任教員のうち、専門職大学院設置基準で必要とされる数の3分の2以上が法曹としての実務の経験を有する者である。

8-4-1 各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

本法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目は、必修科目であり、その授業は、約9割が専任教員によって担当されている。

8-5-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲にとどめられていること。

本法科大学院においては、教員の授業負担について、年間20単位を超える専任教員が10人いるものの、他の専任教員は20単位以下にとどめられており、適正な範囲内である。

8-5-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

本法科大学院においては、専任教員に対して、教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、相当の研究専念期間が与えられるよう努めている。

8-5-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

本法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、法律学及び法情報調査

の基本的な素養を備えた助手が配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 専任教員について、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動が、大学ウェブサイト「研究者総覧」を通じて学内外に開示されている。
- 設置基準上必要な専任教員数12人に対して、教育上の理念及び教育目的を実現するため、基準で必要とされる数を相当数超えて専任教員が配置され、関係する科目に専任教員が配置されている。

【特記すべき事項】

- 専任教員の年齢構成バランスがとれている。
- 実務経験と高度な実務能力を有する教員については、みなし専任教員を配置することなく、すべてが専任教員とされている。

3 第8章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第9章 管理運営等

1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

本法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である実務法学研究科長が置かれている。

本法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織として、教授会が置かれている。当該教授会は、専任の教授及び准教授により構成されており、法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事その他運営に関する重要事項について、審議・決定することとされている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

本法科大学院においては、管理運営を行うために、「人文社会・教育科学系事務部」が組織され、庶務、会計及び教務を担当する庶務係、会計係、学務係、大学院学務係（実務法学研究科担当）が配置されている。

また、各種研修の実施により、職員研修の活発化に努め、職員の能力の向上を図るよう努めている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

本法科大学院においては、教育活動等を実施するために、設置者により十分な経費が負担されており、また、学長裁量経費の配分を受けるなど、法科大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるよう配慮され、教育活動等を実施するにふさわしい十分な財政的基礎を有している。

また、財務担当理事によるヒアリングが毎年実施されており、設置者が本法科大学院の運営に係る財政上の事項について意見を聴取する機会が設けられている。

9-2-1 法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

本法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、目的及び社会的使命を達成するための教育活動等の状況についての自己点検及び評価を行う独自の組織として「評価委員会」が設置され、自ら点検及び評価を行い、その結果は、「自己点検・評価報告書」としてウェブサイトを通じて公表されている。

9-2-2 自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価を行うに当たって、独自の組織として「評価委員会」が設置され、「新潟大学自己点検・自己評価実施要綱」を踏まえ、教育目的、教育内容、教育方法、成績評価及び修了認定、教育内容等の改善措置、入学者選抜等、学生の支援体制、教員組織、管理運営等、施設、設備及び図書館等の項目が設定されている。

9-2-3 自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価の結果を教育活動等の改善に活用するために、「学務委員会」がその改善策の原案を作成し、「FD会議」においてその提案内容を検討し、決定した改善策を実現する体制が整備されている。

9-2-4 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む本大学職員以外の者による検証を行うよう努めている。

9-3-1 法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

本法科大学院においては、法科大学院における教育活動等の状況について、入試説明会の開催、ウェブサイトへの掲載、パンフレット等の印刷物の刊行など、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されている。

9-3-2 法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

本法科大学院においては、教育活動等に関する重要事項について、ウェブサイトの「新潟大学法科大学院について」を通じて、毎年度、公表されている。

9-4-1 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

本法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、学務委員会委員長、入試総括、評価委員会委員長、授業科目担当教員、大学院学務係により収集され、5年間、それぞれが保管するものとされている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第9章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他本法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室、事務室等の施設が整備されている。演習室については本法科大学院が専用とする施設ではないが、教育研究等に支障なく使用されている。

教室及び演習室については、提供される授業を支障なく実施することができるよう整備されている。

教員室については、専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、非常勤教員には勤務時間に応じて授業等の準備を十分かつ適切に行うことのできる共同研究室が整備されている。

教員が学生と面談することのできる施設については、各教員の教員室が整備されており、スペースが確保されている。

事務室については、すべての事務職員が支障なく職務を行えるだけのスペースが確保されている。

学生の自習室については、法科大学院専用であり、学生総数に対して、支障なく利用できる数の自習机が配置されるとともに、休祝日関係なく24時間使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、自習机から図書及び資料を検索することが可能であるほか、自習室と同じ建物内にローライブラリー及び法学部資料室があるなど、自習室とローライブラリー及び法学部資料室との有機的連携が確保されている。

10-2-1 法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

本法科大学院においては、各施設に、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要な設備及び機器、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器として、各講義室には、マイク、スピーカー、プロジェクタ、スクリーン等が配備されている。また、自習室には無線LANが配置されているほか、非常勤教員を含む全教員及び全学生がパソコンを利用して各種判例情報の検索ができる「TKC法科大学院教育研究支援システム」が整備されている。

10-3-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館として、ローライブラリー、法学部資料室及び附属図書館が整備されている。

ローライブラリーは本法科大学院が専用とする施設であり、また法学部資料室及び附属図書館は本法科大学院が専用とする施設ではないが、本法科大学院が管理に参画しているため、教育及び研究その他の業

務に支障なく使用されている。

法学部資料室には、司書の資格を有し、法情報調査に関する基本的素養を備えた専門的な能力を有する職員が配置され、図書及び資料を活用して、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な体制が整備されている。

ローライブラリー及び法学部資料室には、教員による教育及び研究並びに学生の学習のために必要な図書及び資料が備えられている。

ローライブラリー及び法学部資料室の所蔵する図書及び資料については、職員が日常的に整理整頓等の業務に従事しているほか、図書の背表紙に管理用ラベルを貼付するなど、管理及び維持に努めている。

また、教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果を上げるために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器として、複写機、プリンタ及び法令・判例等を検索するためのパソコンなどが整備されている。

以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が整備され、十分なスペースが確保されている。
- 自習室とローライブラリー及び法学部資料室の距離が近いほか、図書等の情報検索サービスの利用が常時可能な体制になっており、自習室とローライブラリー、法学部資料室及び附属図書館との有機的連携が確保されている。
- 法学部資料室に司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えている職員が配置されている。

【特記すべき事項】

- 自習室については、休祝日関係なく24時間使用できるなど、十分な利用時間が確保されている。

3 第10章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名
新潟大学大学院実務法学研究科実務法学専攻
- (2) 所在地
新潟市西区五十嵐2の町 8050 番地
- (3) 学生数及び教員数（平成 19 年 5 月 1 日現在）
学生数：175 名
教員数：33 名（うち実務家教員 10 名）

2 特徴

【設置の背景】

わが国の法曹、特に弁護士人口は、その総数において約 2 万人と少なく、しかもその約 60%が東京、大阪といった大都市に事務所をかまえている。その結果、新潟県と隣接各県を合わせた人口比に占める弁護士総数は東京都の約 10 分の 1 にすぎないだけでなく、地方都市においても県庁所在地などの中心都市に集中している（新潟県の場合、昨年 6 月末時点で会員 150 名の約 90%が新潟市と長岡市に集中している）。しかし、大都市に限らず地方でも病人のために医師が必要とされるように、「住民の社会生活上の医師」としての法曹、特に弁護士が必要であることは言うまでもない。ところが、住民が法的保護を受ける可能性は、地域において格差があるというのが実情である。こうした地域における住民の期待は、まずもって地域住民のニーズに即したリーガルサービスを着実に提供できる、地域住民の信頼と期待に応え得る法曹の養成と増大である。

新潟大学は、地域拠点大学として、こうした地域の要請に積極的に応える責任がある。そこで、新潟大学は、21 世紀の司法を支えるのにふさわしい能力・資質をそなえた高度専門職業人としての法曹であって、しかも「地域住民のニーズに即したリーガルサービスを着実に提供できる、地域住民の信頼と期待に応え得る」法曹を養成するための高度専門教育を行うことを基本理念として、2004 年 4 月 1 日に本研究科（独立大学院）を設置したものである。

【特徴】

I. カリキュラム上の特徴

(1) 教育内容及び教育目標をそれぞれ異にした多彩な演習を中心とした少人数教育

教育内容及び教育目標をそれぞれ異にした、少人数による双方向・多方向的授業形式として 5 種類 16 科目の演習を開講する。ここでは、ロールプレイング方式をも

用いた実践的な授業を中心とする。

(2) 臨床的法学教育

臨床的法学教育は、学生に法の動態を体感させることによって、法理論教育で習得した知識を確認・発展させるとともに、特に、地域の実情を理解させ、地域住民の法的ニーズを体感させることから、養成対象としている法曹となるモチベーションを高めるうえでも重要かつ効果的である。本研究科は、臨床的法学教育を重視し、これを選択必修科目として位置づけている。

(3) 基礎法学の重視

基礎法学は、現代法制度を批判的に考察し、柔軟な思考力を養うとともに、総合的・創造的思考力を涵養する上で重要であることから、こうした分野の科目群を重視し、その多くを必修科目として位置づけている。

(4) コア・カリキュラムの採用

本研究科では、学生の将来の進路設計に資することを目的として、コア・カリキュラム、すなわち、学生の将来の進路を念頭において、そのために必要な科目を学生が適切かつ効果的に選択することができるようにした履修上の指針（ガイドライン）を示す制度を採用している。

II. 教育方法の特徴

(1) 法的専門知識活用型教育

法科大学院においては、多様な資質・能力の涵養が求められていることから、限られた期間内に十分な学習効果をあげるために、学生の強い学習意欲と十分な予習・復習に基づく自主的・能動的授業参加を前提とした「法的専門知識活用型」教育を中心とする。また、学習効果を高めるうえで適切と思われる科目については、集中型の授業開講形式を採用する。

(2) 「実務家教員」と「研究者教員」との協働授業

法科大学院においては、教育内容だけでなく、教育方法においても「法理論教育と実務基礎教育との架橋」を実効的に図る必要があることから、演習科目を中心として、いわゆる「実務家教員」と「研究者教員」とが協力しながら 1 つの授業を担当する教育方法も重点的に採用する。

III. その他の特徴

学生に対する学習支援体制を強化するという観点から、本研究科では、多数の専任教員を配置し、きめ細かな指導体制を採用している。

ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

（1）教育上の理念

21世紀の司法を支えるのにふさわしい能力・資質をそなえた高度専門職業人としての法曹であって、しかも「**地域住民のニーズに即したリーガルサービスを着実に提供できる、地域住民の信頼と期待に応え得る**」法曹を養成するための高度専門教育を行うことを基本理念とする。

（2）教育目的

- ① 専門的資質・能力を有し、豊かな人間性をそなえた法曹の養成
- ② 専門的な法知識を確実に習得するとともに、それを批判的に検討し、新たな規範を発見するための創造的な思考力、事実に即して具体的な紛争解決のために必要な法的分析力及び法的議論の能力等をそなえた法曹の養成
- ③ 先端的な法領域について基本的に理解し、法曹としての責任感や倫理観をそなえた法曹の養成
- ④ 新潟県及び隣接各県における「法の支配」の直接的な担い手となる法曹の養成

（3）養成する法曹

21世紀の司法を支えるのにふさわしい能力・資質をそなえた高度専門職業人としての法曹であって、しかも「**地域住民のニーズに即したリーガルサービスを着実に提供できる、地域住民の信頼と期待に応え得る**」法曹を養成する。

具体的には、主として以下の法曹を養成する。

- ① 地域住民に対する充実した法的サービスの供給に資するために、「地域住民のための社会生活上の一般医」として、消費者問題、離婚・相続問題及び不法行為事件等、多種多様なニーズに応え得る幅広い視野をもった法曹
- ② 地域企業を対象に、経營業務に対する法的アドバイスをを行い、これに伴う訴訟事件を扱う法曹及び地域企業の法務担当者としての法曹
- ③ 地方自治体を対象に、行政訴訟を扱う法曹及び地方自治体の法務担当者としての法曹
- ④ 地域における刑事事件の的確かつ適正・迅速な処理を行い、地域住民に法的サービスを提供する法曹及び検察官としての法曹